

役員のための財務税務会社法ニュース
マネジメント・リポート

今回のテーマ： 税法、会社法、金商法関連での刑事罰

日常の財務・経理取引の中には、インサイダー取引、脱税、有価証券届出書の虚偽記載など不正行為について、一定の刑事罰が課される場合があります。

刑事罰	取引内容	根拠法
10 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金、または 併科	脱税犯（仮装・隠ぺいなどの不正行為により税を逃れる行為）	税 法
	利益を得る目的で会社に財産上の損害を加えるなどの特別背任	会社法
	有価証券届出書等の重要事項の虚偽記載	金商法
	風説の流布、相場操縦行為等の有価証券取引規制に違反する行為	金商法
	消費税の不正還付	税 法
5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金、または 併科	無申告脱税犯（故意に申告書を提出せずに税を逃れる行為）	税 法
	有価証券届出書等の不提出	金商法
	大量保有報告書の不提出・虚偽記載	金商法
	インサイダー取引違反	金商法
	利益を仮装し実施する配当	会社法
	株式発行に係る払込を仮装する預合い	会社法
5 年以下の懲役または 500 万円以下の罰金	営業上の便宜を図る見返りに金銭等を收受するなどの贈収賄	会社法
10 年以下の懲役および 3000 万円以下の罰金	利益を得る目的で、風説の流布、相場操縦後の相場による有価証券の取引	金商法
3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金	株主等の権利行使に関する利益供与	会社法
1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金	国外財産調書の不提出、虚偽記載	税 法

※ 税法 … 法人税、所得税、相続税、消費税 金商法 … 金融商品取引法

お見逃しなく！

1. 個人情報、会社秘密情報の漏えいは、退職後でも不正競争防止法上の刑事罰（10 年以下の懲役もしくは 2,000 万以下の罰金、または併科）の対象となる場合があります。
2. 法人については、その取引行為者を罰するほか、法人に対しても罰金刑が科される場合があります。
3. 刑事罰の対象とならなくても有価証券届出者、報告書、通知書等の虚偽記載、風説の流布、相場操縦行為、インサイダー取引違反等は、行政庁から課徴金の対象となる場合があります。